

第6回口頭弁論期日のご報告

平成29年2月9日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 裁判長交代による弁論の更新

2 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護団の主張や証拠

★第11準備書面(被告国の規制権限に関する主張に対する反論)

○概要

- ① 被告国は、経済産業大臣に基本設計や基本的設計方針の安全性に関わる事項を是正するための技術基準適合命令を発令する権限がない、と主張している。

そもそも、基本設計や基本的設計方針という用語は、法令用語でなく、工学的分野で用いられているものであり、一義的に明確にされていない。

- ② 電気事業法等が経済産業大臣に運転中の原子力発電所の安全規制権限を委任した趣旨は、万が一にも原子炉による災害が起きないように、最新の科学技術知見の到達に即応しながら、原子力発電所の安全規制をすることである。本件事故後に経済産業大臣が原子力発電所設置者に対し行った指示文書は、水密扉の設置等対策の権限を経済産業大臣が有していることを、前提としている。

上記のとおり発令権限がないとの被告国の主張は、電気事業法の明文規定に反する解釈であり、原子炉の安全の確保という電気事業法の目的、「災害の防止」という法規制の趣旨も踏まえれば、誤りという他ない。

- ③ 被告国は、法律に規定がないから、シビアアクシデント対策が法律により規制されてない、と主張している。だが、昭和32年の原子炉等規制法制定当初より、シビアアクシデントの可能性は危惧されていた。

伊方原発訴訟最高裁判決をはじめとした過去の最高裁判決と同様に、法の趣旨・目的を柔軟かつ実質的に解釈すれば、シビアアクシデント対策が法規制の対象であったとする原告らの主張が、正しいことは明らかである。現に、経済産業大臣は平成23年10月7日改正技術基準省令62号に、シビアアクシデント対策を規定していた。

被告国は、本件事故前から、シビアアクシデント対策として、規制権限を行

使できた。

★第12準備書面(被告国の予見可能性の程度, 予見を基礎付ける知見についての主張に対する反論)

○概要

- ① 被告国は、「客観的かつ合理的根拠をもって形成・確立した科学的知見に基づき具体的な法益侵害の危険性」が認められない限り、規制権限を行使する必要がないと主張する。

上記主張の根拠として被告国は最高裁判決を引用している。しかし、いずれも誇張や曲解が散見され、最高裁判決の解釈として誤っている。

被告国は、最新の科学技術水準に応じて、万が一にも原子力の重大事故が起きないように、適時かつ適切な規制権限行使を委任されている。また、原子力事故により身体生命へ危険が及ぶ。

「福島第一原発において全電源交流喪失をもたらしうる程度の地震及びこれに伴う津波が発生するとの情報の一定の集積ないし安全側に立った場合に無視できない程度の知見」があれば、被告国は規制権限を行使しなければならない。

- ② 2002年4月、土木学会原子力土木委員会津波評価部会「原子力発電所の津波評価技術」(以下「津波評価技術」といいます。)が公表された。

被告国は、この「津波評価技術」に依拠して、津波被害の予見可能性について主張している。しかし、「津波評価技術」は、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という原子力発電所に求められる安全性の水準に照らすと、以下の点につき、問題点があった。

㊦ 「既往最大」という考え方を基本とし、文献調査・歴史資料にのみ依拠し、歴史資料の不完全性を無視。

㊧ IAEA(国際原子力機関)の安全目標と比べると、安全水準の想定が不十分。

「津波評価技術」の想定が不十分であることは、日本政府によるIAEAへの報告書や日本原子力学会事故調査報告書でも指摘されている。被告東京電力も津波想定が不十分だったことを認めている。

- ③ 被告国が設置する地震調査研究推進本部は、2002年7月、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「長期評価」といいます。)を公表した。

「長期評価」は、歴史記録に限定されずにそれより古い時代の津波・地震を考慮し、福島県沖に津波地震が発生する可能性を認める考えである。歴史記録にあらわれた既往津波に限定する「津波評価技術」の考え方とは、対照的である。

「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」との考え方に基づけば、被告国は、「長期評価」を拠り所として、行動すべきだった。これに対して、被告国は「長期評価」公表後に、長期評価と整合しない見解が複数存在したと反論する。しかし、いずれも「長期評価」の知見を否定するものではない。

- ④ 「長期評価」に従った予測をすれば、2002年の時点で、福島第一原発に敷地高10mを超える津波が襲来する危険は十分に察知されたはずである。

★提出した主な証拠

原告の方々の陳述書、福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について(原子力安全・保安院作成)、今中哲二先生が作成した低線量被ばく等に関する文献、原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本政府の報告書(原子力災害対策本部作成)、福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言(一般社団法人原子力学会東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会)

★証拠申出書(原告)の提出

裁判所に対して、原告の方々の話を法廷で聞くよう、申入れしました。

(2) 被告東京電力の主張、証拠の提出

★被告東京電力共通準備書面(4)(原告らの本件事故時点における居住地の状況等)

○概要

- ① 避難指示区域、避難指示区域の指定状況、緊急時避難準備区域等の指定の経緯、緊急時避難準備区域の指定と解除についての各説明。
- ② 自主的避難等対象区域における空間放射線量は、政府による避難指示基準である年間20ミリシーベルトを大きく下回っている。

現在の自主的避難者数及び地震・津波のみを理由とする避難者数は、合計約1.4万人程度であると考えられ、本件事故以前の人口との比較による避難者の人口比は、さらに低下していると考えられる。18歳未満の避難者数は年々減少し、東日本大震災による避難に伴う18歳未満人口減少率は、平均して約2.5%にとどまっている。

- ③ 本訴訟の原告らが居住していた南相馬市・いわき市・福島市は、いずれも、本格除染が実施され、空間放射線量率も低く、被ばくに関する健康調査も健康被害があるとの結果が出ていない。復興計画も順調に進み、上記自治体いずれも求人状況は福島県平均を超えている。

いわき市と福島市においては、本件事故後に避難を実施した者のうち、相

当数が既に帰還している。南相馬市ではスーパーが営業を再開し、医療機関も診療を行っている。

★提出した主な証拠

環境放射能測定結果(暫定値)平成23年～平成27年(福島県作成), 東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ平成23年～平成27年(福島県作成), 福島民報記事, いわき市・南相馬市・福島市における各除染実施計画

(3) 被告国の主張

★第6準備書面

○概要

- ① 原告らは、福島第一原発の建屋敷地を超える津波を、被告国が予見することができれば足りる、と主張している。

だが、福島第一原発の「建屋敷地を超える津波」とは、どの程度の津波を指すのか、明らかではない。敷地高さ「O. P+10メートル」を超える津波では、不十分である。また、敷地高さを超える津波が到来したとしても、本件事故が発生したのか、明らかではない。津波の具体的な規模を想定しなければ、どのような措置を講ずるべきかも判断出来ない。

- ② 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」による津波数値解析結果は、津波高さの傾向の「概略的把握」を目的としており、津波高さの設計条件に利用することを予定していない。この調査報告書に記載された津波数値解析手法は、精度が不十分であり、断層モデルの設定も適切でない。

「津波評価技術」は、安全側に立って設計津波水位を検討しており、合理性を有する評価方法である。

精微な計算をするためには、客観的に明らかな既往最大津波・地震に基づく必要がある。過去に起きた地震が繰り返されるという考え方が地震学者の一般の見解であった。そのため、「津波評価技術」が既往最大地震のみを対象としても、不合理ではない。比較沈み込み学に基づき、福島沖で巨大地震が発生するとは考えられていなかったため、「津波評価技術」が福島沖に延宝房総沖地震の断層モデルを設定せずとも、不合理ではない。

- ③ 「長期評価」は、三陸沖から房総沖までの日本海溝沿いを、北と南に分けずに1つの領域とし、この領域で過去の3つの大地震が津波地震として発生したと、結論を出した。だが、日本海溝沿いの北部と南部とでは、地形・地質・地震活動に違いがあった。「長期評価」の結論は、地震学的に明確な根拠はなく、防災行政的な観点を踏まえた便宜的なものに過ぎない。

「長期評価」の結論は、地震学者の統一的な見解ではなかった。なぜなら、

「長期評価」策定時、津波地震の発生メカニズムは解明されておらず、津波地震の発生場所や規模について、様々な見解があった。また、「長期評価」の結論に対し疑問を抱く文献も存在し、地震調査委員会長期評価部会海溝型分科会においても異なる見解や問題点が示されていたからである。

その上、「長期評価」における地震の予測に対する評価は、信頼度が「やや低い」とされた部分がある。

- ④ 本件地震の規模は、「長期評価」の想定を超えていた。本件地震の震源域は、「長期評価」が想定した領域ではない。
- ⑤ 島崎証人は、「長期評価」に基づき阿部氏の簡易予測式を利用したら、日本海溝沿いの地域で津波マグニチュード9.0の地震が発生すると、最大遡上高が30メートル以上になるため、これを基に津波対策を講じるべきと証言した。
しかし、明治三陸地震の津波マグニチュードが9.0とすることは、地震学者の一般的な見解ではない。阿部氏の簡易予測式は、精度が不十分である。島崎氏の上記証言は、不合理である。
- ⑥ 被告東京電力が2008年に実施した津波試算は、信頼性の高い予測方法ではない。この津波試算に基づいても、建屋が浸水し、非常用電源設備が機能喪失したのか不明である。この津波試算に基づく対策をせずとも、不合理ではない。

★第7準備書面

○概要

- ① 我が国における津波に対する事故防止対策は、原告らが主張するような被水を前提とした防護対策ではなく、津波の侵入を防ぐことを重要な設計上の考慮要素としている。

原告らが主張する本件原発事故を防ぐための対策は、基本設計・基本的設計方針の変更を必要とするものである。そのため、経済産業大臣は、技術適合命令発令等の規制権限を有していなかった。

原告らが主張するシビアアクシデント対策だが、平成24年の炉規法改正前、法律によって規制されていなかった。そのため、平成24年の炉規法改正前、シビアアクシデント対策を規定することは出来なかった。

- ② 本件事故前、全交流電源喪失の防止対策は講じ、短時間の全交流電源喪失について設計上の考慮を求めていた。安全設計審査指針及び技術基準省令62号に、不合理な点はない。

原告らは、直流電源確保のため、蓄電池の備蓄・大容量化を実施すべきだったと主張する。しかし、直流電源の実力は高く評価されていた。

原告らが主張する注水手段を講じなくとも、空冷式非常用ディーゼル発電機による交流電源の供給や、他の設備による炉心の冷却が可能だった。原告

らが主張するシビアアクシデント対策として、被告国は、事業者の自主取組としつつ、継続的に行政指導を行ってきた。

したがって、原告らが主張する各対策を講じなくとも、著しく合理性を欠くとは言えない。

★第8準備書面

○概要

- ① 100ミリシーベルト以下では、発がんリスクの増加を証明することは難しい。国際的な放射線防護の考え方は、より安全サイドに立って、緊急時被ばく状況の放射線量レベルを20～100ミリシーベルトとしている。

これに対して、崎山氏は、広島・長崎の原爆被爆者の生涯追跡調査結果に関する論文等に基づき、100ミリシーベルト以下の線量であっても、統計学的に有意に発がんが証明されている、と意見している。しかし、上記論文著者自身が、崎山氏の解釈を否定している。

また、国会事故調査報告書のうち放射線の健康影響に関する記載には、不正確な点がある。急性放射線障害、晩発障害、低線量被ばくによる疾患等について、正確性を欠いている。

- ② 被告国は、避難区域を設定し、避難を指示した。

これに対して、崎山氏は、年間20ミリシーベルト以下であれば避難している住民を帰還させようとする政府の方針を、住民の健康と権利を無視した信じ難い政策である、と批判する。しかし、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループは、科学的知見を踏まえ、上記避難基準を、不合理であるとは述べていない。

また、チェルノブイリ原発事故の対応より、福島第一原発事故における被告国の対応が劣るとはいえない。

- ③ 崎山氏は、ICRP(国際放射線防護委員会)が低線量被ばくのリスクを過小評価している可能性がある、と述べている。しかし、ICRPの1990年勧告・2007年勧告内容を踏まえれば、ICRPが低線量被ばくのリスクを過小評価しているとはいえない。

この他にも、崎山氏は、低線量被ばくWG報告書の内容のうち小児甲状腺がんの発症率や、UNSCEAR2013年報告書を批判しているが、いずれも批判している点は誤りである。

被告国の避難の基準に対する崎山氏の批判には、理由がない。

★提出した主な証拠

佐竹健治証人・島崎邦彦証人・都司嘉宣の各尋問調書、地震調査研究推進本部での議事概要、三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(一部改

訂), 原子力安全白書(原子力安全委員会作成), 国際放射線防護委員会の1990年・2007年勧告(ICRPの勧告), 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ(環境省作成), 今村文彦氏(東北大学災害科学国際研究所所長), 阿部清治氏(原子力技術庁規制参与), 青木一哉氏(原子力規制部安全規制管理官)の各意見書, 名倉繁樹(原子力規制庁規制部安全規制管理官付安全管理調査官)の陳述書

3 今後の裁判の日程

第7回口頭弁論期日 平成29年4月20日(木)午後1時半

※時間帯が午前から午後に変更されました。

第8回口頭弁論期日 平成29年6月15日(木)午後1時半

第9回口頭弁論期日 平成29年7月27日(木)午後1時半

第10回口頭弁論期日 平成29年9月21日(木)午前10時半

※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので, 傍聴ご希望の方は, 千葉地方裁判所1階ロビーへ, お早めにお越しください。

以 上